

## 一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会倫理・利益相反委員会規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告示、平成16年、平成20年全部改訂)に準拠し、倫理・利益相反委員会(以下「委員会」という)の任務、組織等について定める。

### (任務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議することを任務とする。

- (1) 医の倫理及び規範に関すること
- (2) 日本整形外科スポーツ医学会が実施する臨床研究の倫理審査に関すること
- (3) 教育、研究及び医療行為とそれらに係わる活動により生じた倫理上の問題に関すること
- (4) その他倫理、利益相反に関する必要な事項

### (組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員7名以内で組織する。

- (1) 日本整形外科スポーツ医学会の理事 1名
  - (2) スポーツ整形外科学領域に関し経験、識見が豊かな正会員 5名以内
  - (3) 人文、社会科学に関する有識者等 2名以内
- 2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、連続4年を超えることができない。
  - 3 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
  - 4 委員長には、理事長が第1項第1号の委員を指名する。

### (委員会等)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会の業務を総括する。

- 2 委員長は委員の中より副委員長を指名できる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。
- 3 委員会は委員の3分の2以上の出席を要する。
- 4 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数を要する。
- 5 緊急性を要する審議に際して前第3項の要件を満たさない場合は、委員長の判断で、電子メール等による審議を行うことができる。
- 6 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

### (臨床研究倫理審査方法)

第5条 委員会における倫理審査は、臨床研究に関する倫理指針(厚生労働省告示、改訂)に準じて行う。

- 2 倫理審査は、臨床研究代表者が理事長に提出する臨床研究倫理審査申請書(様式1)により行う。
- 3 審査結果は、臨床研究に関する指示・決定通知書(様式2)を理事長及び臨床研究代表者に通知する。

### (雑則)

第6条 本規則に定めるもののほかは、一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会委員会委員に関する内規の定めるところによる。

附則 この規則は、平成27年1月16日から施行する。

Copyright © The Japanese Orthopaedic Society for Sports Medicine.  
All rights reserved.